

技第517号
令和元年11月20日

岐阜県行政書士会長 様

岐阜県県土整備部技術検査課長

「経営事項審査申請の手引き」の一部改正について（通知）

平素は建設行政について格別のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

このたび、「経営事項審査申請の手引き」について一部改正を行いましたので、今後の事務の際にご留意いただきますようよろしくお願い申し上げます。

なお、手引きは下記にも掲載していることを申し添えます。

記

1 主な改正点

- ・「労働保険組合」を「労働保険事務組合」に改めました。(P11)
- ・「契約の実態が確認できるような書類を提出すること」を「契約の実態が確認できるような書類を提示すること」に改めました。(P27)
- ・「記載要領：5」に「正当な理由なく共済証紙の購入実績が無い等適切に契約が履行されていないと認められる場合を除く。」を追記しました。(p35)
- ・「※項番52において、計上した職員であること」を「※項番53において、計上した職員であること」に改めました。(p39)
- ・項番61に「001」のコードを追記しました。(p44)
- ・「258第二種電気工事士」を「256第二種電気工事士」に改めました。(p44)
- ・【備考】に「※旧電気工事士法により交付された「電気工事士免状」は現在の「第二種電気工事士免状」とみなす。」を追記しました。(p59)
- ・【備考】に「※基幹技能者コードは、経営事項審査では「064」であるが、建設業許可では「36」なので注意すること。」を追記しました。(p59)
- ・解体工事の経過措置終了に伴い、不要部分を削除しました。(p26、p45、p46、p53)

2 掲載場所

岐阜県公式ホームページ 「経営事項審査の広場」

トップ>社会基盤>県土・都市整備>建設業・入札制度関係>経営事項審査の広場

http://www.pref.gifu.lg.jp/shakai-kiban/kendo/nyusatsu/11656/index_8767.html

所 属	岐阜県県土整備部 技術検査課 建設業係		
係 長	市 原	担当者	藤 原
電 話 番 号	058-272-8504		
F A X 番 号	058-278-2734		